

住基ネットに不参加を！

杉並の会 ニュースレター
第4号 2004年10月30日

連絡先：柏木 (3330)3016 原田(E-mail)tom-h@k7.dion.ne.jp (ホームページ)http://www.jca.apc.org/s-mix/juuki.html

杉並区、住基ネット「参加」を求める訴訟を開始！

杉並区は、住基ネット受信義務確認と損害賠償を求める裁判を、8月24日、国と都に対しておこしました。11月2日には第1回口頭弁論が行われます。

この訴訟は、「横浜方式(段階的参加)で住基ネットに参加させろ」と求める裁判です。

そもそも住民基本台帳事務は、市町村の自治事務です。住基ネットは、地方自治体が共同で運営するシステムともされています。住基ネットに参加するかどうか、またどのように参加するかは、本来自治体の判断にゆだねられるべきです。

また住基ネットの目的が住民サービスなら、参

加するかどうかは個人の判断に任せていいはずで、しかし、国は頑なに全国民を強制的に参加させようとしています。これは住基ネットの本当の目的が、国民を一人残らず11桁の背番号で管理することにあるからです。

そのような住基ネットに、なぜ杉並区は裁判までして、急いで参加しなければならないのでしょうか。

確固とした個人情報保護の法制度ができるまでは、杉並区の不参加を継続させましょう。

裁判結果にかかわらず、非通知申出した区民の不参加を保障させましょう。

こんなに住基ネットの問題点を指摘しながら、なぜ参加しようとするの？

杉並区の訴状より抜粋(全文は<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/file/sojo3.pdf>を)

住民票の写しの広域交付は、住所地以外で住民票の交付を受ける必要性を感じない多数の住民にとっては、利便性が乏しいものである。

平成16年3月末までに発行された住基カードは約25万枚にすぎず、総務省が平成15年8月段階で平成16年3月末までの目標としていた300万枚を大きく下回っている。これは、住民の多くが住基ネットの有用性を高く評価していないことの反映といえよう。

平成15年5月30日に至って、個人情報保護関連5法が制定・公布された。しかし、これらによっても、公共部門における個人情報の保護は万全なものとはなっていない。

(住基ネットにおいて)行政機関が取得した本人確認情報が本人確認の終了後に廃棄されるべきことについての定めはおかれていない。そのため、広汎な行政機関に本人確認情報が集積されていき、情報流出の危険が増加していく。

転入転出の特例処理は、転居の可能性が皆無か少ない大方の住民にとって利便性が乏しいものである上、住民の異動が少ない小規模の市町村においては、住基ネットの導入・運営に伴う費用に比して行政効率化のメリットは極めて小さいものである。

各種のルートで本人確認情報が提供されることになっているが、(情報流出の)危険が大きい仕組みとなっている。

さらに、国の機関等に対する提供については、当初は93事務に限定されていたがその後264事務に拡大され、今後も拡大されていく可能性がある。

平成14年10月11日、杉並区は内閣総理大臣あて「住民基本台帳ネットワークシステム稼働の前提となる確固とした個人情報保護の法制化について」と題する要望書を提出した。しかし、その多くは実現されないまま推移した。

(6点のセキュリティ上の危惧を指摘して)これらの諸点からすれば、住民が住基ネットによる個人情報の流出の危険を感じることは、相当の根拠が認められる。